



2025 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 太平洋工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 哲史
(コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 理事 経理部長 渡辺 智
(TEL 0584-93-0117)

(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の
一部訂正について

当社が2025年7月25日に公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について、その内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

当社が2025年7月25日に公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について、一部誤記がございましたので、以下のとおり訂正いたします。

2. 訂正箇所

訂正箇所につきましては下線を付しております。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

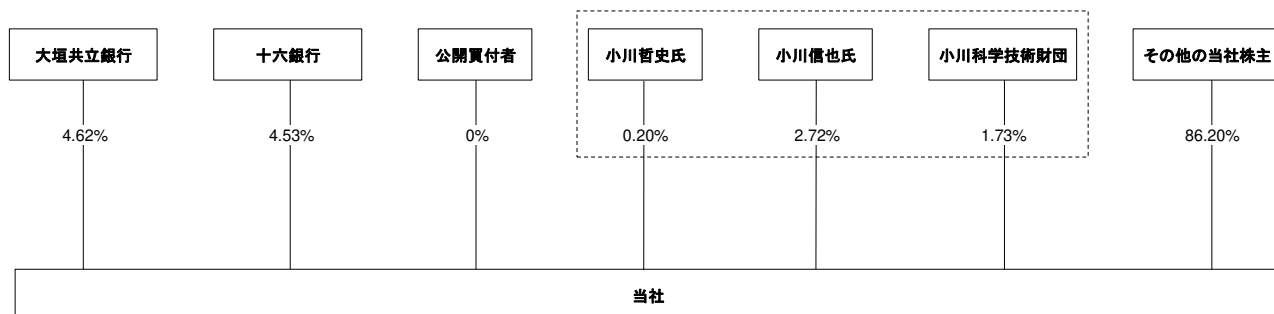
①本公開買付けの概要

(訂正前)

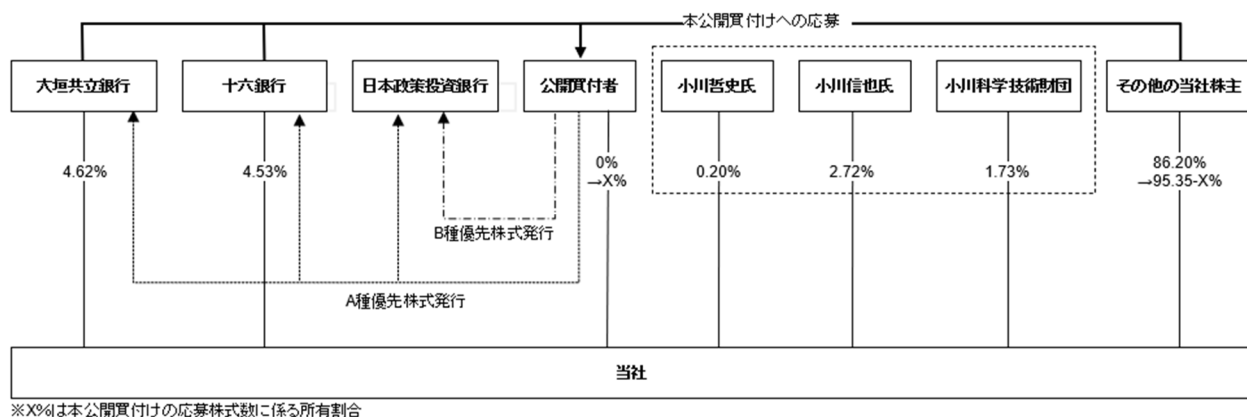
<前略>

以下は、本取引の概要を図示したものです。

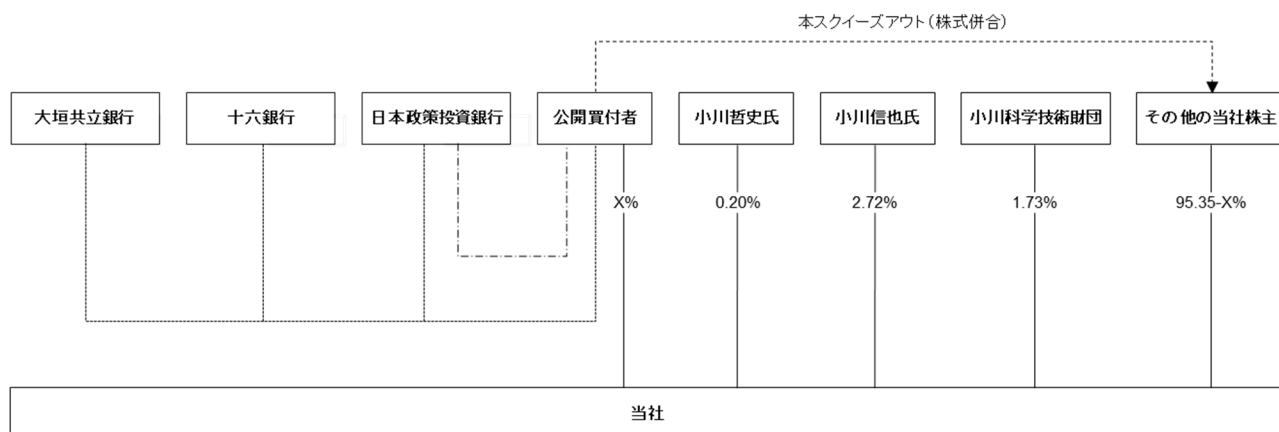
I. 現状 (本日現在)



II. 本公開買付けの決済（2025年9月16日）



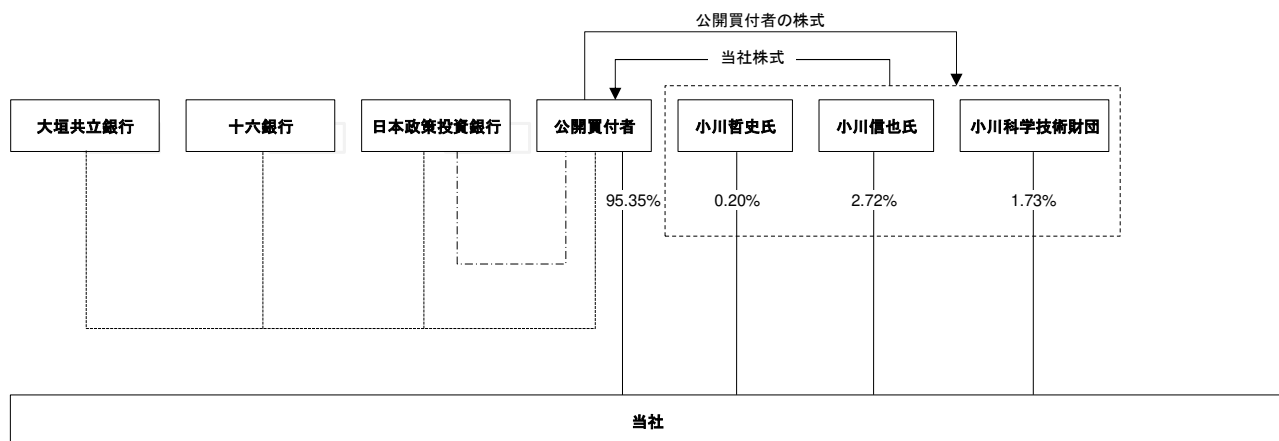
III. 本スクイーズアウト手続の実施（2025年10月中旬～11月下旬頃（予定））



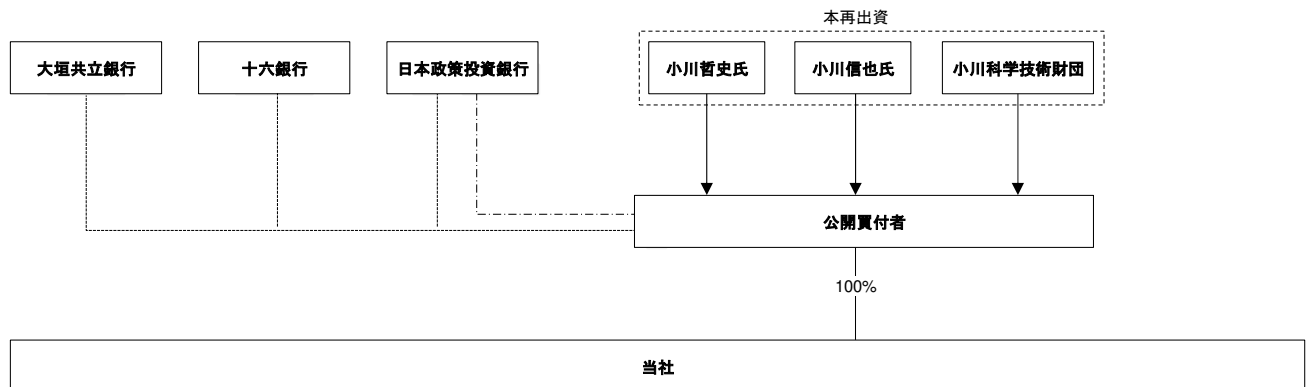
IV. 本株式交換等又は本再出資の実施

（本スクイーズアウト手続の完了後、実務上可能な限り速やかに実施。具体的な実施日程は未定）

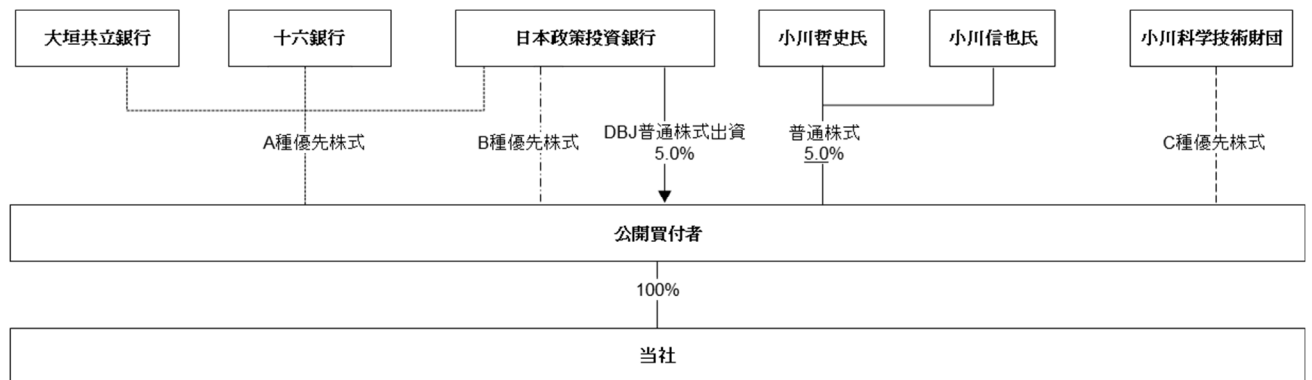
＜本株式交換等を実施する場合＞



＜本再出資を実施する場合＞



V. 本株式交換等又は本再出資の実施後

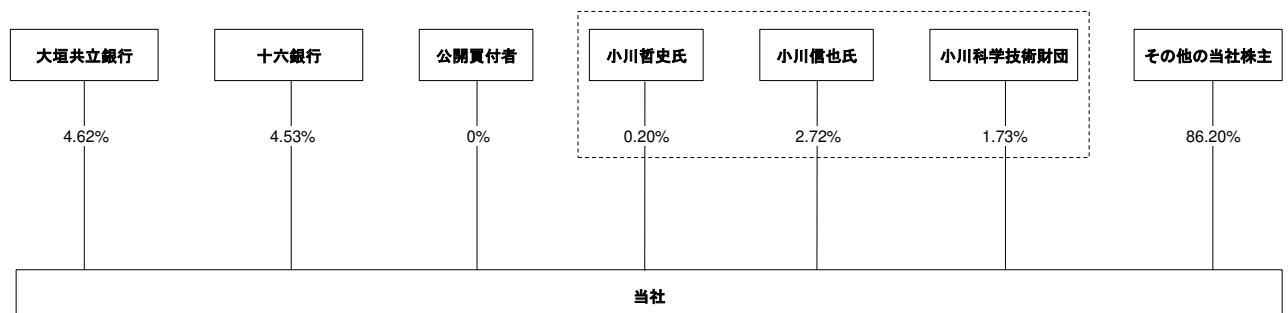


(訂正後)

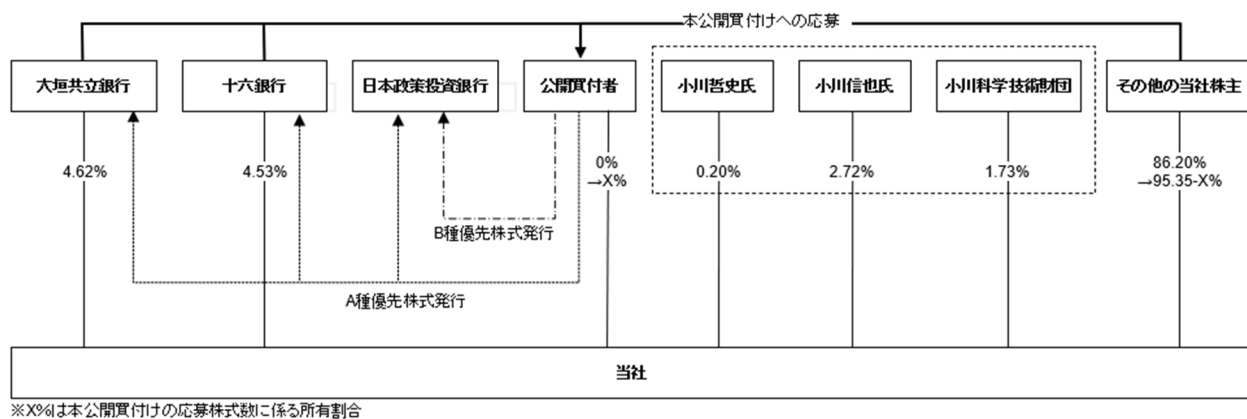
＜前略＞

以下は、本取引の概要を図示したものです。

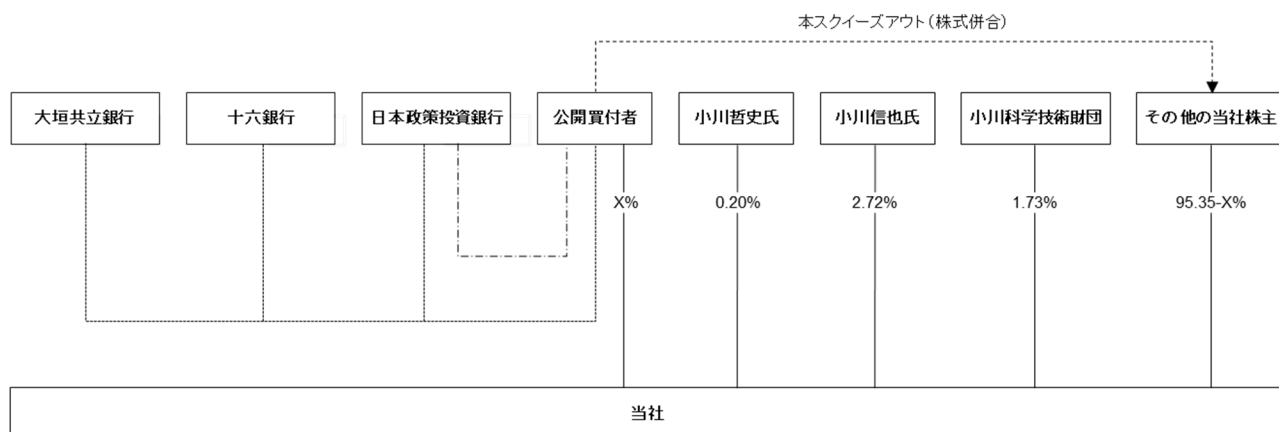
I. 現状（本日現在）



II. 本公開買付けの決済（2025年9月16日）



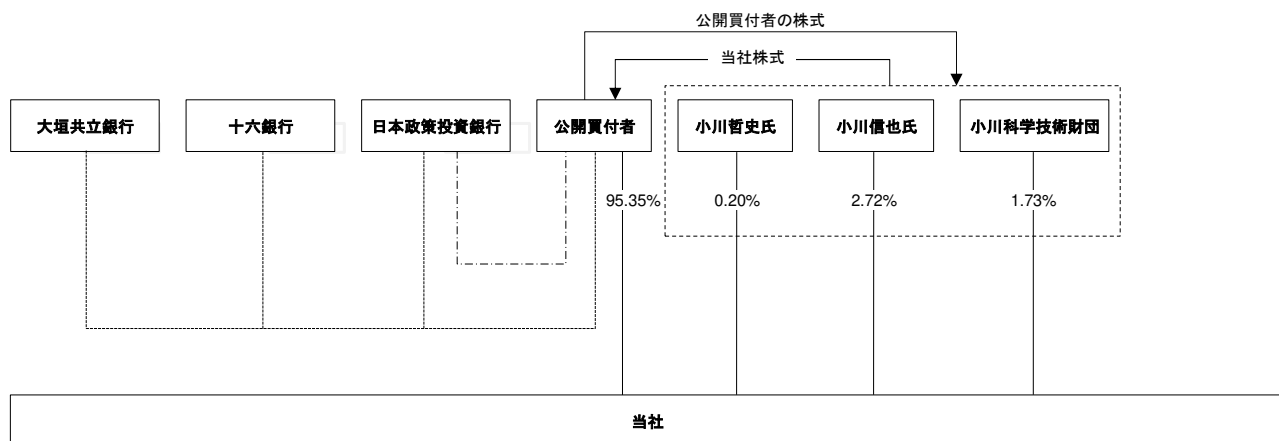
III. 本スクイーズアウト手続の実施（2025年10月中旬～11月下旬頃（予定））



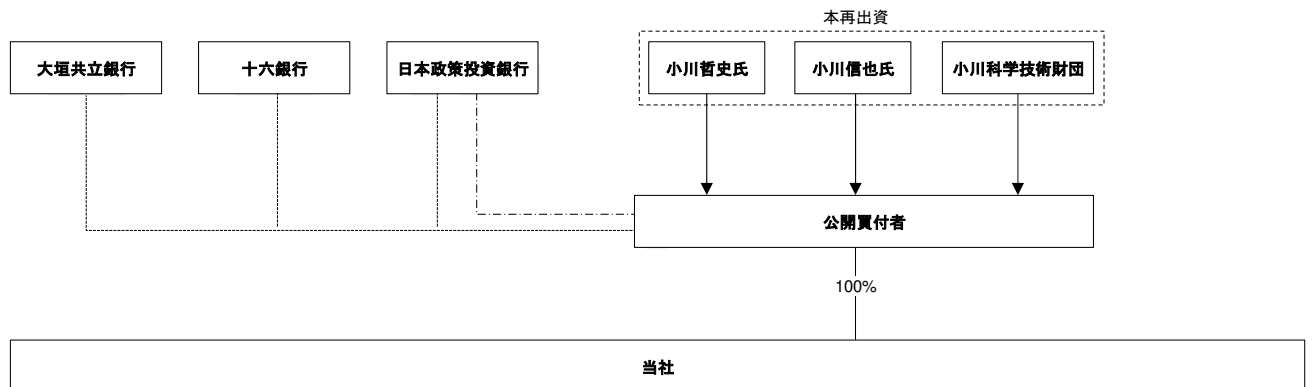
IV. 本株式交換等又は本再出資の実施

（本スクイーズアウト手続の完了後、実務上可能な限り速やかに実施。具体的な実施日程は未定）

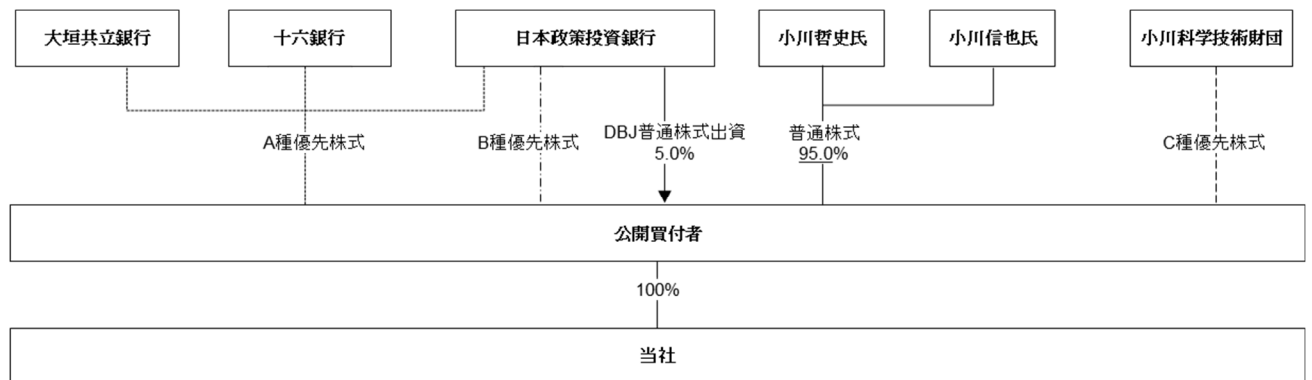
＜本株式交換等を実施する場合＞



＜本再出資を実施する場合＞



V. 本株式交換等又は本再出資の実施後



(参考)

(訂正前)

本答申書（別添1）

太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ（別添2）

(訂正後)

本答申書（別添1）

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である当社の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」

(forward-looking statements) が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、当社又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者及び当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人 (これらの関係会社を含みます。) は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5(b) 上許容される範囲で、当社株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ウェブサイト (又はその他の公開開示方法) においても開示が行われます。